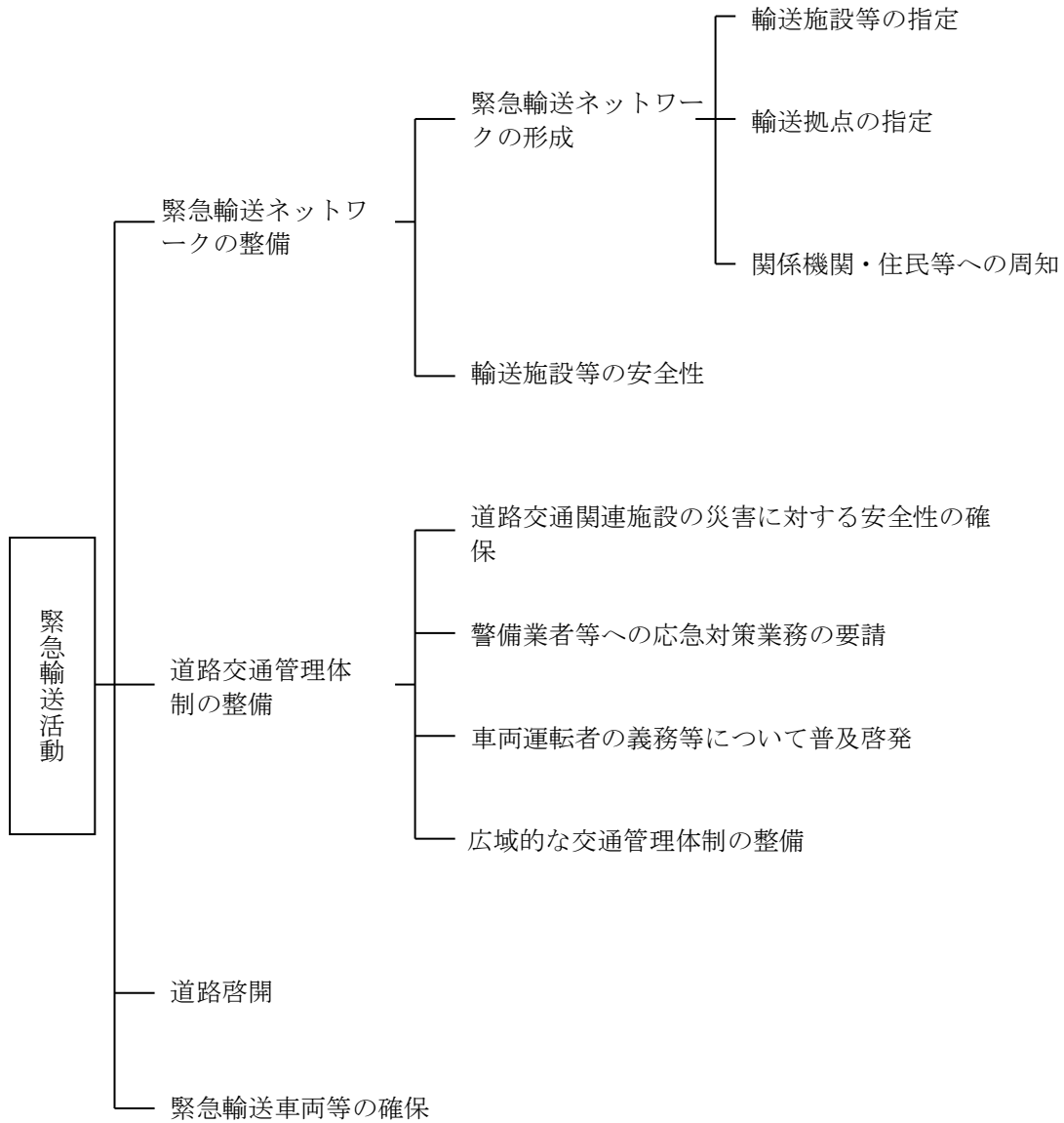


第10章 緊急輸送活動

基本的な考え方

災害応急対策活動を円滑に実施するうえで、緊急輸送路及び輸送手段の確保は極めて重要であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、緊急輸送車両の確保が必要となる。



第1節 緊急輸送ネットワークの整備

第1項 緊急輸送ネットワークの形成

災害発生時の緊急輸送活動に必要な輸送施設及び輸送拠点を指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

また、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として、臨時ヘリポートを指定する。

輸送施設及び輸送拠点の指定に当たっては、あらかじめ、施設の管理者と災害時の利用形態等について協議しておく。

1 輸送施設等の指定

(1) 道路

ア 県道北中山岩国線（県道135号線）を主要緊急輸送路とする。

イ 県道北中山岩国線が被災し、通行不能となった場合、その他の道路を使用する。

(2) 臨時ヘリポート

臨時ヘリポートとして、和木中学校グラウンド、蜂ヶ峯総合公園グラウンドを指定する。

2 輸送拠点の指定

県、他市町等からの緊急物資等の受入、一時保管、避難所等への配送を行うための拠点施設として和木町体育センターを指定する。

3 関係機関・住民等への周知

上記により、指定した施設については、広報誌等を活用するなどして関係機関、住民等へ周知を図る。

第2項 輸送施設等の安全性

緊急輸送ネットワークとして指定した輸送施設及び輸送拠点については、緊急時における輸送の重要性から、特に安全性の確保に配慮する。

第2節 道路交通管理体制の整備

1 道路交通関連施設の災害に対する安全性の確保

警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害に対する安全性の確保を図る。

2 警備業者等への応急対策業務の要請

警察は、災害時の情報収集、交通規制及び誘導等を円滑に行うため、警備業者等との間に応急対策業務に関する協定に基づく要請を行う。

3 車両運転者の義務等について普及啓発

警察は、交通規制を実施した場合における車両運転者の義務等について、普及啓発を図る。

4 広域的な交通管理体制の整備

警察は、広域的な交通管理体制を整備するものとする。

第3節 道路啓開

道路管理者は、発災後の道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、建設業者、団体との間であらかじめ協定を締結するなどして体制を整備しておく。

なお、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるように受け入れ態勢の整備に努める。

第4節 緊急輸送車両等の確保

緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなどし、体制を整備する。